

論文

## アジアにおける人権保障と日本

山崎 公 士

## は じ め に

個人の人権保障は、従来は原則として、各国の憲法を頂点とする国内法上の問題であり、この意味で「国内問題」であるとされてきた。しかし、一九世紀以来、人権保障の問題が国際的に取り上げられる場面が次第に多くなった。特に、第二次大戦後創設された国連は、二度にわたる世界大戦の反省から、「基本的人権と人間の尊厳及び価値」を確認し（国連憲章前文）、「すべての者のための人権及び基本的自由」を尊重するように助長奨励するため国際協力をを行うことを国連の目的の一つに掲げ、加盟国はそのために国連と協力すべきもの（同第一条三項、第五・五六条）とした。

この趣旨に沿って、一九四六年には国連の経済社会理事会のもとに人権委員会が設置され、同委員会の準備により、一九四八年には世界人権宣言が国連総会で採択された。またその後、一九六六年には同宣言の内容を法的に拘束力のあるものとした国際人権規約（社会権規約および自由権規約、ならびに自由権規約選択議定書）が国連総会で採択され、一九七六年に発効した。このような普遍的な人権条約のほかに、この四〇数年間に難民条約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問禁止条約等の二〇余りの個別的人権に関する多数国間条約が国連の場で採択されている。また、ILO、ユネスコも、ILO諸条約、教育差別禁止条約のような個別的人権条約を成立させている。さらには、こうした普遍のおよび個別的な人権条約に加えて、ヨーロッパ人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章

(バンジュル憲章)のような地域的なレベルでの人権保障条約も地域的国際機構によってこれまでに成立している。

このような普遍のおよび個別的人権条約、ならびに地域的人権条約により国際的な人権基準が徐々に形成され、またかつては「国内問題」とされてきた人権保障の問題は今や「国際的関心事項」と認識されるに至った。今日、世界の何れの国も、国際的に確立した人権基準を公然と否定することはできないものと思われる。

しかしながら、依然として、世界中には様々な形の人権侵害が存在していることもまた事実である。わが国が位置するアジアもこの例外ではない。アジア地域の諸国は、他の地域の諸国に較べ、普遍のおよび個別的人権条約への加入率が極めて低いだけでなく、アジア地域には、西欧・米州・アフリカ地域にみられるような地域的人権条約も未だ存在しない。本稿では、こうしたアジア地域における人権状況一般をまず明らかにし、アジアにおける人権状況を少しでも改善するためにアジアに地域的人権保障条約(機構)を設置するための種々の動きを紹介し、その可能性を探り、最後に日本が果たしうる役割、日本が果たすべき役割について考察したい。

ところで、本稿において取り上げる「アジア」とは、東は日本から西はアフガニスタンまで、北はモンゴルから南うな諸国、特にアフガニスタン・インドネシア(東チモールを含む)・カンボジア・南アジア諸国においては、国家機関の手により、恣意的な逮捕・拘禁、拷問、裁判手続抜き即決処刑のような生命・身体に対する侵害行為が頻繁になされている。また、中国・ベトナム・ラオスのような社会主義諸国では、政治的反抗者が、裁判をうけることなく長期間にわたり、「労働キャンプ」または「再教育キャンプ」に送られ人身の自由を奪われているといわれる。

このような諸国では、また、政治的反对者に対し集会・結社の自由を認めず、表現の自由も抑圧している場合が多い。同時に、こうした国では国家がマス・メディアを独占し情報を操作することにより、政権の維持に努めている。その結果、国民は、政権に都合な情報は知らされず、また自由に意思を表明・伝達できないため、主体的に政治に参加する途を著しく妨げられている。

## 二 貧困・低開発に起因する人権侵害

アジアは世界人口の六割を占めるが、特に経済成長率の低い南アジア地域の人々は飢餓、栄養失調に絶えず脅かされている。平均寿命も五〇歳以下で、初等教育就学率・成人識字率も低劣である国が少なくない。このように、特に

はインドネシアまでの地域に属する二四カ国に限定し、西アジア、アラブ地域は除外する。また、右に限定した「アジア」を考察する便宜上、日本・韓国等の「東アジア」、フィリピン・インドネシア等の「東南アジア」ならびにインド・パキスタン等の「南アジア」の三つの小地域に分類する。

## 一、アジア諸国の人権状況

今日、アジア地域においては、様々な人権侵害がみられる。以下に、アジア地域にみられる人権侵害の特徴を指摘しよう。

### 一 政治的要因による人権侵害

アジアにはカンボジア・アフガニスタンのように内戦状態にある国や、人種間抗争が続く最近まで非常事態下にあったスリランカのように政情不安定な国が少なくない。また、パキスタン・バングラデシュ・韓国・インドネシアのように軍事政権またはその色彩の濃い政権が権力を掌握している国もある。さらには、韓国・台湾・インドネシア・マレーシア・シンガポールのように、経済開発を優先する強権的な政治を実施している国もみられる。このよ

貧困な状態にある南アジア諸国においては、人々の食料・健康・教育に対する権利の実現が妨げられているが、こうした状況は農村地域に集中している。

また、南アジアにおける借金の弁済のため不特定期間無報酬で隷従労働に服することを約束する慣行(Debt bondage)、農園等での児童労働、婚姻の際に女性側が高額の持参金を義務づけられるダウリ(Dowry)と呼ばれる慣行や、東南アジアに顕著にみられる児童の売買、女性の売春、売春からの搾取の慣行も、貧困・低開発に起因する人権侵害として見過ごすことができない。

### 三 多民族・多言語・多宗教・多文化社会に起因する人権侵害

アジアは人種・言語・宗教・文化的にみて実に多様な要素からなっている。そもそも、「アジア」という地域は、何等かの共通の基盤にもとづき存在していたのではなく、ヨーロッパ人がヨーロッパとの対称においてこの地域をこのように呼称したにすぎないのであるから、むしろこれは当然のなりゆきであろう。また、アジア地域は地域内の諸国が種々の面で多様なだけでなく、アジア諸国自体が内部的に複雑な要素を抱えている。アジア諸国の中には、国家が自然発生的に形成されたのではなく、欧州諸国の植民地

化のプロセスのなかで人為的に描かれた国境線にもとづき近代的国民国家として形成された国が少なくない(9)こともその一因である。

このような背景から、例えばビルマにおけるカレン族の独立運動、スリランカでここ数年特に顕在化しているシンハリ人とタミル人の間の人種・宗教間対立、インドのパンジャーブ州におけるヒンドゥー教徒とシク教徒の対立、フィリピンのミンダナオ島におけるモロ民族解放戦線(イスラム教徒)の武装闘争、中国のチベット人暴動にみられるように、アジア諸国には様々な形の民族・宗教間対立、少数民族問題、ならびに先住民問題が存在する。何れの場合においても、人種的・宗教的少数者は権力者から市民的・政治的権利や経済的・社会的権利を侵害される危険にさらされ、また多数者からは差別され人間の尊厳までもが否定されかねない立場におかれており、政治・経済・社会・文化的に疎外されている。

#### 四 その他の人権侵害

以上、アジアにおいてみられる代表的な人権侵害の形について簡単に紹介したが、この他にもアジア地域には重大な人権侵害の形態が存在する。

第一に、女性差別の問題である。貧困で低開発な状況に

ある農村地域では、伝統的な宗教・文化的環境から男女間に支配―従属関係がみられることが多く、その結果女性は多様な人権侵害に直面している。

第二に、難民の問題である。アジアにおいては、タイにおけるカンボジア難民、パキスタンにおけるアフガン難民、インドシナ難民、スリランカからインドへの難民等種々の事情から数多くの難民が生まれている。こうした難民の存在もアジアにおける人権状況を考える場合、見過ごすことはできない。

第三に、多国籍企業の進出に伴う環境汚染・文化破壊の問題である。開発至上主義をとる強権的な政権は、多国籍企業を優遇し、これに依存して急速な工業化を計り経済成長を遂げている(10)。しかし、その過程で、多国籍企業は進出地域に大気汚染・水質汚染等の環境汚染をもたらし(11)、また多国籍企業の登場により地域の経済・社会的な生活環境が激変し、地域住民はそれまで長年にわたり守ってきた文化自体を失う結果となることも少なくない。

#### 二、アジアにおける地域的人権保障の意義

一、前章でみたように、アジア地域には様々な形の人権侵害が存在する。では、アジアの諸国はこうした状況を黙

認しているのだろうか、あるいはこれを改善するため何等かの取り組みをしているのだろうか。諸国の人権問題に対する姿勢の一端は、国際的人権基準を設定しつつある人権諸条約への参加状況から窺い知ることができよう。

まず、普遍的な人権条約である国際人権規約であるが、社会権規約の参加国は、アフガニスタン・インド・日本・モロコシ・北朝鮮・フィリピン・スリランカ・ベトナムの八カ国にすぎず(一九八七年一月一日現在、以下同様)、自由権規約への参加国も全く同じである。また、自由権規約選択議定書を批准した国はアジアには未だなく、自由権規約第四条の国家通報権に関する規約人権委員会の管轄権受諾宣言を行った国はスリランカとフィリピンだけである。ちなみに、アジア諸国の社会権規約への参加率(アジア二四カ国に対する)は三三%であり、東欧諸国の九〇%、西欧諸国の六五%、北・中・南米諸国の六〇%、アフリカ諸国の三九%に較べ見劣りがする。

また、個別的人権条約についてみると、人種差別撤廃条約にはアフガニスタン・バングラデシュ・中国等一四カ国が参加しており、アパルトヘイト条約には一カ国が、ジュネサイド条約には一三カ国がそれぞれ参加している。しかし、アジア諸国で難民条約に参加しているのは僅かに三カ国であり、さらにアジア諸国のILO諸条約の平均批准数

は一八にとどまっております、この数は欧米の六〇、アフリカの二五、中近東の一九を下回り、地域別にみると最低である。

国家は条約に加入するとその規定に法的に拘束されるのであるから、人権条約に参加している国は当該条約が規定する人権保障義務を遵守する意思があるものと一般的には判断できる。しかしながら、アジア諸国が人権条約に参加する場合にも、留保や解釈宣言を付して条約中の自国に不都合な条項に拘束されることから免れようとする傾向が少なからずみられる(12)。また、国家によっては、人権条約に参加する際に自国の国内法体制との法的整合性についてあまり配慮せず、国際的な名声を得るため人権条約に入る場合も考えられる。したがって、人権条約に参加しているという事実は、その国が当該条約の規定する人権を国内で実現していることを直ちに意味するものではない。とはいえ、地域単位でみる限り、上記のデータから、アジア地域はその他の地域に較べ人権条約への参加率は決して芳しくなく、アジア地域諸国の人権問題への取り組みは決して積極的なものでないことが読み取れるであろう。

このように、アジア諸国においては看過できない様々な人権侵害状況があるにもかかわらず、アジア諸国は国内の人権問題の解決に必ずしも前向きに取り組もうとしないのが一般的な現状であるとすれば、アジアにおける人権

状況を改善するにはどのような方法があるであろうか。

二、国内の人権保障状況を国際的に監視する方策としては、大別すると、①国際的人権条約(普遍的・個別的・地域的人権条約)の実施措置の運用を通じて行う方法と、②国際機構(たとえば、国連の人権委員会・同小委員会のような政府間機構、または非政府間機構〔NGO〕)の日常活動(たとえば、国連人権小委員会における一五〇三手続<sup>(13)</sup>による申立ての検討や人権NGOの活動)を通じて行う方法とがある。この両者の方法のうち、①の方が国内の人権保障を確保するためにはより実効的である。なぜなら、各種の人権条約は、報告制度、直接交渉制度、国家通報制度、個人通報制度、紛争の司法的解決制度等の種々の履行確保のための仕組み(実施措置<sup>(14)</sup>)のいずれかを内包しているからである。

ところで、各種の人権条約をこの履行確保に関する規定について比較すると、同質的な国家のみを当事国とする地域的人権条約の方が異質な国家を当事国とする普遍的ないし個別的人権条約よりも、緻密かつ効果的な規定をする傾向にあるといわれる<sup>(15)</sup>。実際に、たとえば、人権委員会が人権侵害の犠牲者であると主張する個人からの通報を受理・検討する個人通報制度についてみれば、自由権規約の場合には選択議定書においてこれを規定したにとどまるのに対

し、ヨーロッパ人権条約、米州人権条約ではこれを条約中に規定している。このように、少なくとも履行確保制度のみに着目すれば、普遍的あるいは個別的人権条約よりも、歴史的・文化的同質性を背景とする地域的人権条約の方が進歩的な規定を持っている。

先にもみたように、既存の普遍的な人権条約や個別的人権条約へのアジア諸国の参加状況は他の地域に較べ決して多い方ではない。したがって、アジア地域で①の方法を実質化するためには、既存条約への加入促進を諸国に訴えるか、あるいはアジア地域に独自の地域的人権保障条約(機構)を設置すべく努力するしか途はないであろう。

### 三、アジア地域における人権保障機構の模索

一、このような認識から、既に一九六〇年代中頃から国連およびNGOにより、アジア地域に人権保障のための地域的機構を創ろうとする様々の取り組みが開始されている。

地域的な人権保障機構が未だ設置されていないアジアその他の地域に地域的人権保障機構を創設しようという動きが国連で最初に現われたのは、一九六四年五月にアフガニスタンのカプールで国連主催のもとに開催された「発展途

上国における人権セミナー」の場で、ヨーロッパ人権条約をモデルとした地域的人権保障機構の設置の可能性が討議された際であろう。その後、一九六七年には、国連の人権委員会がアド・ホック研究グループを設置し、「国連ファミリー内に地域的人権委員会を設置する提案のあらゆる側面を研究することとした。同グループはその報告において、種々の見解を示した中で、地域的人権委員会は設置されるとしても当該地域内諸国のイニシアチブでなされるべきで、地域外諸国あるいは国連の主導でなされるべきではない、との統一見解を示した。

このアド・ホック研究グループの報告は翌一九六八年の国連人権委員会において検討されたが、地域レベルでの行動によって人権の普遍的な促進と保護が達成されるとの意見と、人権保護の責任は主権国家にあるので地域人権委員会の創設を含む地域的な行動は不必要であり望ましくないとの意見が対立し、意見の一致はみなかった。しかし、同報告中の統一見解は人権委員会の場でも承認された。

こうした作業を経て、国連総会は一九七七年以降毎年のように、人権分野における地域的取り決めが未だ存在しない地域の諸国に対し、人権の伸長および保護のため適切な地域的機構を各々の地域に設置するための合意を考慮することを求め、地域セミナーの開催の検討を事務総長に要請

する決議を採択した。そして一九八二年には、こうした決議の趣旨に沿って、国連はスリランカのコロンボで「アジア地域における人権の伸長および保護のための全学的、地方的および地域的取り決めに関するセミナー」(以下、「コロンボ・セミナー」と略称)を開催した。このセミナーでは人権の地域的保護に関し多角的に様々な論点が討議され、その結果、アジア・太平洋地域における人権の伸長(人権の促進をはかる機関が調査・研究・報告・条文の起草等の利用しうるあらゆる手段を通じて、人権の助長・奨励を行う活動)と人権の保護(人権関係機関が現行の国内法または国際法のもとで確立した人権を遵守させるために行う報告書の検討、人権侵害の申立ての司法的または準司法的審査等の活動)のための国際協力の必要性、すなわち、この分野で何らかの機構を設置することに關しては一般的合意が成立した。しかし、具体的にどのような人権機構とするかについては、アジア・太平洋地域に人権の「伸長」を目的とする機関は設置可能である点は合意されたものの、同地域に人権の「保護」を当初から目的とする機関を設置しうるかについては見解が分かれ、合意をうるには至らなかった<sup>(16)</sup>。

この後の国連における主だった動きとしては、一九八六年に人権委員会が「アジア・太平洋地域における人権の伸

長と保護のための地域的取り決め」と題する決議の中で、「バンコックのアジア太平洋経済社会委員会事務局内に、アジア・太平洋地域における人権関係資料の収集、調査および広報にあたる国連人権関係資料寄託センターを設置する活動を同事務局長が続けることを奨励するよう事務総長に要請」したことがあげられる。<sup>(17)</sup>

二、次に、NGOの動きを概観しよう。これまで、アジア地域における人権状況の改善のため積極的にかかわってきたNGOで、アジア全域に関心をもつものとしては、国際法曹委員会 (International Commission of Jurists 以下、ICJと略称)、アムネスティ・インターナショナル、ローエイシャ (LAWASIA)<sup>(18)</sup>、アジアキリスト教協議会が、また東南アジア地域ではアジア地域人権審議会、南アジア地域においては人権および開発に関する南アジア委員会<sup>(19)</sup>があげられる。

ICJは、一九六五年の「東南アジア・太平洋法曹会議」(バンコック)で、既にアジア地域人権条約の可能性を論じ、アムネスティ・インターナショナルのアジア・太平洋支部は、一九七六年の「第一回太平洋地域会議」(日本の御殿場)において人々を人権侵害から守るための地域の機構の設置可能性を検討した。

また、ローエイシャは一九七九年の第六回総会(コロン

ボ)において、ローエイシャ人権常設委員会を設置し、①アジア・太平洋における人権の伸長・広報・保護を目指す人権センターの創設、②同地域諸国政府に対する国際人権規約の批准、ならびに人権分野における他の国連文書の遵守の要請、③ローエイシャ地域にアジア人権委員会および(または)アジア人権裁判所を究極的に創設するための行動(優先事項)、をその任務とした。同委員会は翌一九八〇年には、法律家・弁護士会等から寄せられた人権侵害の苦情申立てを受理し、事実を調査・検討し、「両当事者の見解と自らの結論を記載する報告書」を提出する活動を開始することを決定した。

さらに、アジアキリスト教協議会は、一九八三年の「正義と人権のためのアジア法律家会議」(香港)において、アジア地域の人権侵害監視機関として「アジア人権委員会」<sup>(21)</sup>を創設することを提唱し、翌一九八四年には東京で「アジア人権シンポジウム」<sup>(22)</sup>を開催し、これに続く設立会議で同委員会は発足した。同委員会は、①人権法(特に国際人権規約)の宣伝・実効的履行確保、②アジア地域の人権状況の監視、予測される人権侵害や度重なる人権侵害の防止のための行動の他、③人権侵害の申立ての受理・調査を目的に掲げている。なお、現在同委員会は九名からなっているが、日本からは中平健吉弁護士と高野雄一教授が選出されてい

る。

この他、小地域レベルで活動する人権NGOも発足している。一つは、バン格拉デシュ・インド・ネパール・パキスタン・スリランカの南アジア五カ国の法曹・ジャーナリスト・聖職者等が一九八〇年に結成した「人権および開発に関する南アジア委員会」であり、いま一つは、インドネシア・マレーシア・フィリピン・タイの東南アジア四カ国の法曹有志が一九八二年に結成した「アジア地域人権審議会」である。前者は、南アジアにおいて、また後者は東南アジアにおいて、それぞれ人権の「伸長」活動を展開することを当面の目的としている。なお、後者は一九八三年の第一回総会(ジャカルタ)で「アジア諸民及び諸政府の基本的責務に関する宣言」<sup>(23)</sup>を採択している。

#### 四、アジア地域における人権保障機構の可能性

前章で紹介したように、アジア地域には既にいくつもの非政府間の人権保障機構が成立している。この章では、こうした事実を踏まえて、アジアにおいて今後政府間または非政府間の地域的人権保障機構が成立する可能性を、想定される機構の①目的、②形態および、③規模の各要素に留

意して考えてみよう。

第一に、地域的人権保障機構の目的としては、人権の「伸長」活動に限定するの否、あるいは人権の「伸長」のみならず「保護」活動をも目指すものとするのか、の選択枝がある。先にみたように、この点はコロンボ・セミナーにおいても意見が分かれたところであるが、機構の基本的な性格を決める重要なポイントである。ところで、人権の「伸長」活動として考えられるのは、具体的には、①人権分野における地域的な問題の調査・研究、②人権教育の奨励・普及、③地域的人権問題に関するセミナー・シンポジウムの開催、④人権状況や人権問題に関する情報・文献の収集および公表、⑤人権思想や国際人権法の啓発・普及、⑥地域的人権問題に関する情報交換の促進、等である。こうした具体的内容からも察せられるように、人権の「伸長」活動は、人権侵害の根本原因を一気に除去することを目指すものではなく、人権侵害の背景をなしている諸々の環境を漸進的に改善することを目的とする活動である。これに対し、人権の「保護」活動は、実際の人権侵害のケースについて、国際的に確立した人権基準に照らして司法的または準司法的に人権の保護を計ろうとする一歩踏み込んだ積極的な活動である。したがって、他の地域に較べても決して望ましい人権状況にあるとは思われないアジア諸国

の政府は、もっぱら人権の「伸長」活動を目的とする地域的人権保障機構にはあえて反対しないまでも、人権の「保護」活動にまで踏み込んだ活動を予定する地域的人権保障機構の設置には、人権状況や人権侵害につき国際機構から非難されることをおそれ、消極的立場をとる場合が多いであろう。

第二に、地域的人権保障機構の形態としては、政府間機構と非政府間機構（NGO）の二種が想定される。一般的には、アジアに政府間の機構を直ちに創設するのは極めて困難な情勢にあり、当面実現の可能性を考へるのは非政府間の機構である。

第三に、地域的人権保障機構の規模としては、機構を①アジア全域規模で構想するのか、または②東アジア、東南アジア、南アジアのような小地域単位でこれを構想するのか、あるいは③地域的基盤はあまり重視せず、政治・経済体制や経済発展の程度の類似性を基準とした国家群を基盤にこれを構想するのか、の選択枝がある。アジア地域は民族・言語・宗教・文化のいずれの側面をとっても極めて多様であるので、機構をアジア全域規模で構想するのは、少なくとも政府間の機構を想定する場合には、あまり現実的ではないであろう。もっとも、アジア全域規模のNGOであれば、既に活動中の機構もあるので、十分に現実的であ

らう。小地域規模の機構は、NGOレベルでは既に活動しているものもみられるので現実的に想定できよう。

以上の三要素を総合的に勘案すると、次のような結論が導かれる。第一に、人権の「伸長」のみを目的とするNGOであれば、規模を問わず実現可能である。第二に、人権の「伸長」および「保護」を目的とするNGOは、すでにローエイシャ人権常設委員会およびアジア人権委員会が存在するように、規模を問わず実現可能である。しかし、第三に、政府間機構としての地域的人権保障機構の設置は一般的に困難と思われるが、人権の「伸長」のみを目的とするものであれば、現に国連で人権関係資料寄託センターの設置に向けての努力が開始されていることからしても、全く実現可能性がないとはいえない。

### 結びにかえて——日本の役割

以上に、アジア地域における人権状況を概観し、アジアの人権状況を改善するための各種の取り組みについて紹介し、アジアに地域的人権保障機構が成立しうる可能性を考察した。最後にまとめにかえて、アジア地域の人権状況の改善のため日本が果たしうる役割、果たすべき役割について考えてみよう。

第一章でみたように、アジア諸国においては、市民的・政治的な権利・自由、ならびに経済的・社会的・文化的権利の諸権利にわたって、様々な形態の人権侵害が存在する。こうした人権侵害を被った個人または集団は、国内法上の行政的・司法的救済を求めることができるはずである。しかし、国内における人権侵害状況を改めようとせず、むしろ国家権力自体が人権侵害を行っているような国においては、司法権の独立は仮に国内法上保障されていても、事実上は確保されていないことがある。このような状況下にある国においても、国内で人権の伸長および保護のため活動するNGOが存在するであろうが、こうした人権活動家は不当逮捕・拘禁・拷問の危険にたえず直面しており、各種の差別を被っている。

かくして、人権保護のための国内的な制度が十分に機能せず、人権保護活動が自由になしえない状況においてこそ、国際的人権保障が必要とされるであろう。しかしながら、自らが間接的または直接的に人権侵害を行うような国家は、人権諸条約に参加していないか、参加していても個人通報制度や国家通報制度のような強力な履行確保手段からは免れる措置をとっているであろうから、国内の人権侵害行為を国際的平面で法的に非難する途もほとんど開かれていないのが実情である。もっとも、かかる状況下の国民

でも、一五〇三手続により国連に人権侵害の申立てを行うことができる。しかし、同手続による申立てが実際に取り上げられるケースは極めて限られているため、こうした状況の下にある者が国際的平面で人権侵害の救済を受けるのは事実上絶望的に近いものと思われる。このように、アジア地域においては、政府間レベルの国際的人権保障は未だ十分に機能するまでには至っていない。こうした事情を認識すれば、アジア地域における国際的人権保障にとって人権NGOの役割がいかに重要であるかが理解されよう。

ところで、わが国は、いまだに多くの解決すべき重大な人権問題を国内に抱えている。しかし、個人の生命・身体の自由、集会・結社の自由、表現の自由が、事実上、保障されておらず、むしろ国家権力によってこれらの人権が侵害されており、しかも、事実上、司法権の独立が確保されていないため、人権侵害について個人が司法的救済の機会を与えられていないようなアジア諸国に較べれば、わが国は、アジア地域において相対的に望ましい人権状況にあるといえよう。他方、わが国は強権的な開発政治を推進しているアジア諸国に盛んに経済進出し、その結果環境汚染や文化破壊といった形でアジア諸国民に対し人権侵害の加害者となっている場面も少なからずみられる。以上のような理由から、日本および日本人は、アジア地域の人権状況につ

いて十分に関心を持ちうる立場にあり、また積極的にこれに関わるべき立場にある、と思われる。では、どのような関わり方が可能であろうか。

しばしば触れてきたように、アジア地域は多様な要素からなる諸国によって構成されているので、アジア全域に妥当する人権基準を設定し、これを目安にアジア地域の人権状況を改善するのは容易な作業ではない。しかし、それ故にこそ、今日アジア地域で必要とされるのは、地道な人権の「伸長」活動の積み重ねであろう。第四章でも述べたように、少なくとも人権の「伸長」活動を目的とする機構であれば、NGOという形態はもとより政府間機構であつても、アジア地域においても既に実現可能な情勢にある。幸いわが国は、アジア諸国の中でも傑出した経済力をもち、かつ、人権NGOや人権活動家が自由に行動しうる環境にある。かかる条件を具備する良好な人権活動状況にある国は、アジア地域にはあまりみられないことを考え合わせれば、アジア地域における人権状況の改善のため日本に期待され、また果たしうる役割の大きさが理解されよう。具体的には、コロンボ・セミナーの結論の中にも示されている、基本的な人権文書のアジア諸言語への翻訳、人権教育、人権状況の調査・研究、人権状況に関する情報・人権関係文献の交換・広報、人権教育・人権活動の経験の交流のよ

うな人権の「伸長」活動に一層積極的に関わる必要がある。国連においても、国連人権関係資料寄託センターの設置を前向きに検討中であり、財源のめどが立てば実現しうるであろうから、これを日本の自治体、研究機関等が誘致すればわが国に人権資料センターが設置され、アジア地域における人権の「伸長」活動の拠点としてアジア諸国民に大いに貢献することが可能であろう。

## 注

- (1) 「アジア」という言葉は、元来、ヨーロッパ(特に西ヨーロッパ)という言葉の対称概念として、ヨーロッパ(特に西ヨーロッパ)の人々によって使用されていた(早稲田大学社会科学研究所東南アジア部会編『転換期のアジアの開発』〔早稲田大学出版部、一九八五年〕、三二〇～三三三頁参照)。したがって、「アジア」といった場合、一定の地域が自ら明白に区分される訳ではない。そこで、本稿では、「アジア」を本文で示したような二四方国に限定する。なお、太平洋・オセアニア地域は原則として検討対象から除外するが、国連における取り組みにおいてみられるように、アジア・太平洋地域を一括して論じる場合には、太平洋・オセアニア地域をも検討の対象とすることもあ

- (2) (1) 東アジア(六カ国)―日本、韓国、北朝鮮、モンゴ

ル、中国、台湾

- (2) 東南アジア(一〇カ国)―フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ビルマ
- (3) 南アジア(八カ国)―バングラデシュ、インド、ブータン、ネパール、スリランカ、モルジブ、パキスタン、アフガニスタン(各国名は、正式国名によってではなく、通称で表示。)
- (3) 山崎公士・阿部浩己「アジアにおける人権保障機構の構想(以下、山崎・阿部論文と略称)」〔『香川法学』五巻三号(一九八五年)、一三〇～一九頁。なお、強権的開発政治については、ハーバート・フィース「経済開発と強権政治」坂本義和編『暴力と平和』(朝日新聞社、一九八二年)所収、鈴木佑司「アジアにおける強権政治」『国際問題』二七二号(一九八二年一月)参照。]
- (4) 前掲注(3) 山崎・阿部論文(一)、三三三頁。
- (5) See, Amnesty International, China, Violation of Human Rights, 1984; U.S. Department of State, Country Reports on Human Rights Practices for 1985.
- (6) 前掲注(3) 山崎・阿部論文(一)、三三三～三四頁。
- (7) Cf. International Commission of Jurists and Human Rights Institute, Lucknow, Rural Development and Human Rights in South Asia, 1984.
- (8) 前掲注(3) 山崎・阿部論文(一)、三四頁。
- (9) 矢野暢編著『東南アジアへの招待(上) 新たな認識を求めて』(日本放送出版協会、一九八三年)、一一三頁、矢野暢『東南アジア世界の構図 政治的生態史観の立場から』(日本放送出版協会、一九八四年)九八～一〇二頁参照。
- (10) 前掲注(3) フィース論文、三一頁。
- (11) 山田経三「アジアの開発と正義の問題」『上智経済論集』二八巻一号(一九八一年)参照。
- (12) 前掲注(3) 山崎・阿部論文(一)、一九～二七頁。
- (13) 一五〇三手続については、今井直「国連・一五〇三手続の制度的性格と問題点」『法研論集』早稲田大学大学院『二六号(一九八二年)、久保田洋「国連における人権侵害通報申立てシステム―一五〇三手続とB規約選択議定書による手続―」高野雄一・宮崎繁樹・斎藤恵彦編『国際人権法入門』(三省堂、一九八三年)所収、久保田洋『実践国際人権法』(三省堂、一九八六年)、竹本正幸「国連人権小委員会のあり方について―最近の再検討作業―」『関西大学法学論集』三六巻三・四・五合併号(一九八六年)をみよ。
- (14) 小寺初世子「人権条約の履行確保」『国際法外交雑誌』七四巻五号(一九七六年)参照。
- (15) 前掲注(14) 小寺論文、一九頁。
- (16) 国連での人権保障機構の模索については、前掲注(6) 山崎・阿部論文(一)、五～九頁をみよ。

- (17) 前掲注(3) 山崎・阿部論文(二)『香川法学』六卷三号(一九八六年)、八〇九頁。
- (18) アジア・太平洋地域の二六の非社会主義諸国の法律家からなる職業団体。
- (19) アジア地域人権審議会については、久保敦彦「アジア諸国民及び諸政府の基本的責務に関する宣言」『研究年報(神奈川大学法学研究所)』六号(一九八五年)をみよ。
- (20) 人権および開発に関する南アジア委員会の目的・任務については、山崎公士「アジア地域における地域的人権保障機構に関する基本文書」『香川法学』五巻四号(一九八六年)をみよ。
- (21) アジア人権委員会の規程は、前掲注(20)山崎資料をみよ。
- (22) アジア人権シンポジウムの報告書として、アジア人権シンポジウム実行委員会編『アジアの民衆と人権』(NCCCキリスト教アジア資料センター、一九八六年)がある。本書はアジア地域の人権状況を知るための格好の文献である。
- (23) 同宣言の翻訳と紹介は、前掲注(19)久保論文をみよ。なお、この宣言は、東南アジア諸国における人権状況と当面の課題を詳細に論じている。
- (24) 久保田洋「人権活動家の人権を確保するための国連における努力」『判例タイムス』六二二号(一九八七年)をみよ。
- (25) 久保田洋「アジア人権センターの設立を考える(3)」『部落解放研究』四五号(一九八五年)参照。